貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日現在）

（単位：円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
（流動資産）	**677,458,326,843**	**（流動負債）**	**85,250,548,581**
現金・預金	617,450,466	未払金	5,412,998,879
短期貸付金	97,637,472,000	休眠預金等交付金支払準備金	79,818,993,258
有価証券	579,201,373,704	賞与引当金	18,556,444
未収収益	2,006,269	**（固定負債）**	**286,966,946,662**
未収金	24,404	休眠預金等代替金支払準備金	286,922,300,612
（固定資産）	**928,982,114**	退職給与引当金	44,646,050
有形固定資産	21,111,709	**（負債合計）**	**372,217,495,243**
建物	19,459,733	**（剰余金）**	
工具・器具・備品	1,651,976	利益剰余金	
無形固定資産	907,870,405	法第８条積立金	306,169,813,714
ソフトウェア	904,441,264	**（純資産合計）**	**306,169,813,714**
ソフトウェア仮勘定	3,429,141		
資産合計	**678,387,308,957**	**負債・純資産合計**	**678,387,308,957**

損　益　計　算　書

（自令和６年４月１日　至令和７年３月31日）

（単位：円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
（経常費用）	**221,843,953,971**	**（経常収益）**	**291,384,633,984**
休眠預金等管理業務費	59,024,840,727	休眠預金等移管金	169,452,094,528
休眠預金等代替金	52,273,361,980	休眠預金等代替金返納金	4,035
休眠預金等交付金	5,018,188,000	休眠預金等代替金支払準備金戻入	46,472,969,429
支払等業務委託手数料	1,705,092,147	休眠預金等交付金支払準備金戻入	74,558,868,013
休眠預金等代替金支払事務費	26,882,538	事業外収益	900,697,979
休眠預金等管理事務諸費	1,316,062		
過年度移管金払戻金	60,273,778		
一般管理費	1,110,592,254		
休眠預金等代替金支払準備金繰入	81,829,253,882		
休眠預金等交付金支払準備金繰入	79,818,993,258		
事業外費用			
雑損	72		
（当期利益金）	**69,540,680,013**		
合計	**291,384,633,984**	**合計**	**291,384,633,984**

㈱　当期利益金69,540,680,013円は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の規定による預金保険機構の業務の特例等に関する命令（平成29年内閣府令・財務省令第１号）第６条第１項の規定により、法第８条積立金として整理する。

○重要な会計方針等

１．有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている。

ただし、債券は償却原価法によっている。

２．固定資産の減価償却方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用している。

なお、主な耐用年数は次のとおりである。

建物　　８年～18年

その他　２年～20年

これによる減価償却累計額は4,765,949円である。

⑵　無形固定資産

当機構利用のソフトウェアについては、機構内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法を採用している。

３．引当金の計上基準

⑴　賞与引当金

役職員に対する賞与の支給に充てるため、翌事業年度の賞与支給見込額のうち当事業年度の負担となる額を計上している。

⑵　退職給与引当金

役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基準として計上している。

４．休眠預金等交付金支払準備金の計上

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）第８条により、前事業年度において納付された休眠預金等移管金に相当する額から休眠預金等代替金支払準備金等を控除した金額のうち、民間公益活動に必要な額を休眠預金等交付金として交付することとされており、翌事業年度の交付のために休眠預金等交付金支払準備金を計上している。

５．休眠預金等代替金支払準備金の計上

休眠預金等活用法第14条により、休眠預金等管理勘定について、内閣府令・財務省令で定めるところにより、毎事業年度末において、休眠預金等代替金の支払に要する費用の支出に充てるべき準備金を計算し、これを積み立てなければならない。また、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の規定による預金保険機構の業務の特例等に関する命令（平成29年内閣府・財務省令第１号）第７条により、毎事業年度末において、当該事業年度以前に収入した休眠預金等移管金を基礎として、将来発生が見込まれる支払に備えて計算した金額を準備金として積み立てなければならないとされており、将来の支払のために休眠預金等代替金支払準備金を計上している。

６．その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理方法

税込方式によっている。